

## ○松本市週休2日工事試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設現場の働き方改革を推進し、建設業の持続的な担い手確保に資するため、週休2日工事の試行に関する事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 週休2日

完全週休2日又は週休2日相当のことをいう。

(2) 完全週休2日

対象期間において、土曜日、日曜日、祝日を現場閉所日とすることをいう。

(3) 週休2日相当

対象期間の28.5%以上の日数を現場閉所日とすることをいう。

(4) 対象期間

工事着手日（工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量等をいう。）に着手する日）から工事完成日（片づけを含む現場作業が完了する日）までのうち、年末年始休暇（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作に限り実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間を除く期間とし、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(5) 現場閉所日

予め定めた休工日のことをいい、1つの工事現場で概ね同時期に施工される関連工事を含め、1日を通していずれの現場作業（現場事務所における作業を含む。）も実施しない日のことをいう。ただし、巡回パトロール及び保守点検等、現場管理上必要な作業のみを行う場合は現場閉所とみなす。

(6) 現場閉所率

対象期間における現場閉所日数（降雨、降雪等による予定外の閉所日を含む。）の割合（現場閉所日数／対象期間日数）をいい、現場閉所率が28.5パーセント以上の場

合を4週8休以上、25パーセント以上28.5パーセント未満を4週7休以上4週8休未満、21.4パーセント以上25パーセント未満を4週6休以上4週7休未満とする。

(7) 週休2日の達成

第5条に規定される取組を実施し、週休2日を達成した場合のことをいう。

(8) 週休2日の達成度

現場閉所率に応じて、以下の4段階で判定したものをいう。

達成度	現場閉所率	備考
達成	28.5%以上	4週8休以上
概ね達成	25.0%以上	4週7休以上4週8休未満
一定程度達成	21.4%以上	4週6休以上4週7休未満
未達成	21.4%未満	4週6休未満

(週休2日工事の種類)

第3条 週休2日工事の種類は、以下のとおりとする。

(1) 発注者指定型週休2日工事

発注者が、週休2日に取組むことを指定する工事

(2) 施工者希望型週休2日工事

受注者が、工事着手前に、発注者に対して週休2日に取組む旨を協議したうえで取組む工事

(対象工事)

第4条 週休2日工事の種類に応じた対象工事は、以下のとおりとする。

(1) 発注者指定型週休2日工事

発注者が週休2日工事を取組むことを指定した工事を対象とする。

(2) 施工者希望型週休2日工事

受注者の希望により施工者希望型週休2日工事とすることができる工事であると、発注者が指定した工事を対象とする。

(受注者の取組)

第5条 受注者は、発注者指定型週休2日工事の場合、週休2日に取組むものとする。

2 受注者は、施工者希望型週休2日工事の場合、週休2日の実施を希望する場合は、工事着手前に、週休2日工事の実施に係る協議書（様式第1号）によりその旨を監督職員と協議し承諾を得る。

- 3 受注者は、工事着手日までに提出する施工計画書において、休日取得計画書及び実施書（様式第3号）を添付し、現場閉所の計画を監督職員へ報告するものとする。なお、休日取得計画書及び実施書は月単位で提出するものとし、提出期限は、当初月は工事着手日まで、それ以降は月初めの作業開始前までとする。
- 4 受注者は、施工計画書、休日取得計画書及び実施書に従い、現場閉所を実施する。
- 5 受注者は、現場閉所日として定めた日にやむを得ず作業を行う場合は、前日までに監督職員と協議し承諾を得る。
- 6 受注者は、対象期間における現場閉所の履行実績について記載した休日取得計画書及び実施書を工事完了日までに監督職員へ提出するものとする。
- 7 受注者は、工事現場における週休2日の実施の明示について（別紙）の定めにより、週休2日を実施する工事である旨を工事現場において明示する。

（発注者の取組）

第6条 発注者は、週休2日を実施する上で必要な工期の設定を行う。

- 2 発注者は、当初の予定価格において、直接工事費及び間接工事費等を補正した額を計上する。この場合において、補正額については長野県の週休2日工事実施要領に準じる。
- 3 発注者は、予め週休2日の対象外とする内容に該当する期間について、特記仕様書等に記載する。
- 4 監督職員は、受注者から第5条第2項の協議があった場合は、週休2日工事の実施に係る承諾書（様式第2号）によりこれを承諾する。
- 5 監督職員は、休日取得計画書及び実施書により現場閉所日を確認する。
- 6 監督職員は、受注者から第5条第5項の協議があった場合は、その理由が妥当と判断された場合に限りこれを承諾する。
- 7 監督職員は、第5条第7項の状況を確認する。
- 8 監督職員は、休日取得計画書及び実施書により現場閉所の実施状況を確認する。
- 9 発注者は、第5条の規定に基づく週休2日の取組実績により判定する第2条第1項第8号に規定の週休2日の達成度に応じて、直接工事費及び間接工事費等を補正する。この場合において、補正額については長野県の週休2日工事実施要領に準じる。
- 10 発注者は、週休2日の達成状況に応じて工事成績評定の加点を行う。なお、達成できなかった場合であっても、工事成績の減点は行わない。

- 11 発注者は、受注者が週休2日を達成したことを認めた場合、週休2日工事履行実績証明書（様式4号）により週休2日の達成を証明するものとする。
- 12 発注者は、公告文、特記仕様書等に週休2日工事の対象工事である旨及び週休2日工事の種類を記載する。

#### 附 則

（適用期日）

この要領は、令和4年8月23日から施行し、同日以後に入札公告又は通知を行う工事から適用する。

(別紙)

## 工事現場における週休2日の実施の明示について

(1) 明示方法

下図を参考に掲示板を作成し、工事現場に設置することとする。

(2) 明示内容

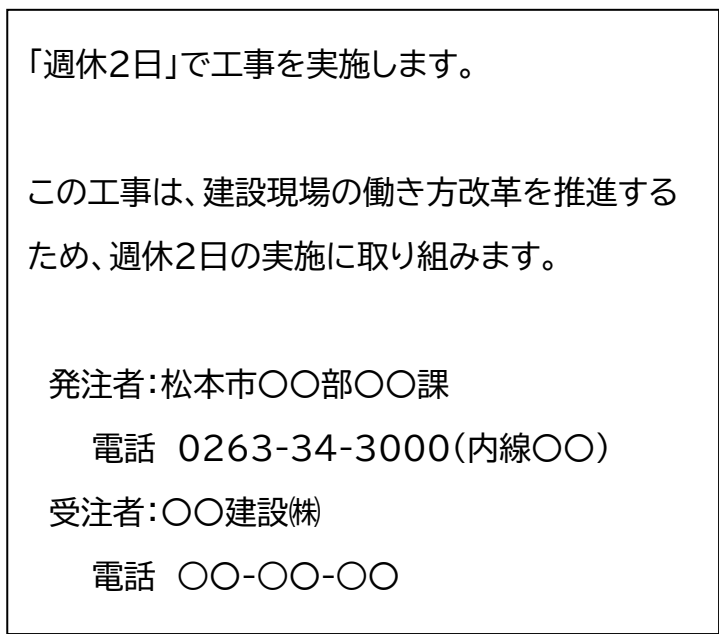
「週休2日を実施する旨」、「発注者、受注者の連絡先」を明記する。

(3) 掲示板の大きさ

工事件名版(1.1m×1.4m)程度とする。

(4) 設置位置

現場内及び近傍の工事関係者及び公衆が見やすい場所で、かつ、第三者等へ危害を与えない場所とする。



掲示板参考図